

空き家に対する補助制度等一覧(R7.4.1現在)

砺波市

	支援事業名称	内容	対象物件	事業主体	助成金額等	年数条件等	備考	担当課	電話番号
1	空き家活用型福祉施設整備事業補助金	「砺波市空き家情報バンク」に登録されている家屋を活用して介護又は障害施設整備をする場合、国・県の補助金制度に上乗せし、補助金を交付。	空き家情報バンクの登録物件 1 富山型デイサービス 2 小規模多機能型居宅介護事業所 3 障害者グループホーム (関係法令等で定める施設整備基準に適合する施設)	関係法令等で定める各介護・障害施設整備の事業主体となることのできる事業者。(賃貸借による活用も対象となるが、その借主は事業主体に限る)	既存の国・県・市の要綱等で定める補助金に加え、400万円を上限に支出。 国・県・市の要綱等で定める補助対象経費が「国・県・市の補助金」+「400万円」の合計金額より少ない場合は、補助金額を減額。	1、3 10年以上 2 20年以上	施設整備の前年度の4月から10月末までに施設整備計画の相談が必要。	高齢介護課 介護係	0763-33-1328
2	定住促進空き家利活用補助金	定住人口の増加及び地域活性化に結びつく市内の空き家の利活用を促進するため、砺波市空き家情報バンクに登録されている家屋を活用する者等に対し、改修等経費及び家賃の一部を助成。	空き家情報バンクの登録物件	1 空き家を購入し、当該空き家の住所に住民基本台帳の登録をして、以後10年以上居住する意思のある、市税等の滞納がない利用登録者 2 利用登録者に対し、宅建業者の仲介により空き家を5年以上賃貸する意思のある所有者等 3 空き家を賃借し、当該空き家の住所に住民基本台帳の登録をして、以後5年以上居住する意思のある、市外の利用登録者	1 空き家利活用改修等補助金：改修等の経費の2分の1以内(限度額137.3万円)。三世代同居は、改修等経費の3/4(限度額287.3万円)、三世代近居は、改修等経費の3/4(限度額187.3万円)。原則市内業者による改修。 2 空き家利活用改修等補助金：空き家を賃貸する目的で改修等する所有者等にあつては、改修等の経費の2分の1以内(限度額50万円)。原則市内業者による改修。 3 空き家利活用家賃補助金：家賃の月額2分の1以内(限度額1万円)。交付期間：3年間	1 10年以上定住 2 5年以上定住 3 5年以上定住	契約日から一年を超えない改修。	市民生活課 となみ暮らし推進班	0763-33-1372
3	空き店舗再生みんなでチャレンジ事業補助金	中心市街地の空き店舗及び、創業者が空き家情報バンクに登録されている物件を改修して店舗として使用する場合、改修等事業費及び資金借入れ利子の一部を助成。	中心市街地(要綱に定める区域)の道路に面し、現在使用されていない店舗、又は、空き家情報バンク登録物件で創業者が自ら経営する店舗のための建物又は空き室	空き店舗等を改修して店舗として使用する者で、原則として週6日以上営業し、かつ、日中に営業するもの	1 空き店舗等を活用し、改修整備を行うために必要な建築工事請負費(土地の買収、整地、外構整備及び耐震改修に要する費用を除く)、建築設計監理委託費及び備品購入費(減価償却資産に該当するもの)の2分の1(上限額200万円) 2 砺波市創業者支援資金を借り入れた場合の利子の2分の1	3年以上営業	申請前に砺波商工会議所に相談し、意見書を添付のうえ、市に申請する。	商工観光課 商工係	0763-33-1392
4	空き家再生等推進事業補助金	地域の活性化及び居住環境の整備改善に資するため、法人、団体等が実施する市内の空き家を、交流施設、文化施設、体験施設等の用途に10年以上活用する事業に要する経費に対し、補助金を交付。	市内の空き家	1 地域(空き家がある地区自治振興会、自治会、町内会等の単位をいう。)の住民(5人以上)が主体となって構成する法人又は地縁団体 2 上記以外の法人、団体又は個人	1-1 伝統的家屋を活用し、「となみブランド」の消費拡大及び販売促進に資する先導的な事業の場合 補助率 補助対象経費の3分の2 補助限度額 1事業当たり1,000万円 1-2 上記以外の補助対象事業の場合 補助率 補助対象経費の2分の1 補助限度額 1事業当たり350万円 2 補助率 補助対象経費の2分の1 補助限度額 1事業当たり100万円	10年以上活用		市民生活課 となみ暮らし推進班	0763-33-1372
5	空き家活用型農地再生支援事業	空き家を取り壊して宅地及び市が所有する宅道等を再整備し、整形な農地として一体的な土地利用を図る場合に補助金を交付。	老朽空き家の除去後の土地及び掘下げを受けた宅道(市有地)を農地として整備するための経費のうち、隣接する既存農地との高低差を解消するために必要となる造成費の一部を補助。(宅道等の部分に係るものに限る)	市内にある老朽空き家又はその敷地の所有者	宅道等を農地として整備するために必要となる経費のうち、隣接する既存農地との高低差を解消するための造成費等に要する経費	10年以上営農活動を継続	整備する土地の隣接地の地権者、耕作者その他関係者の理解を得るもの。	農業振興課	0763-33-1404
6	老朽危険空き家除却事業	市民の安全と安心を確保するため、長年にわたって使用されず、適正に管理されていない老朽危険空き家について、所有者は市に対しその建物及び土地を寄附し、市は当該建物を除却し、自治会等が管理するもの。	居住を目的として建築された建物及び当該建物と主従の関係にある付属家等であつて、現に利用されていない又はそれと同様の状態であるもののうち、地域の防災、防犯等の観点から周囲に対して危険性があると判断したもの	1 所有者等 2 市 3 自治会等	事前に市、所有者等、自治会等の間で合意が得られた場合 1 市へ建物・土地を寄附 2 老朽危険空き家を除却 3 除却後の土地をコミュニティ施設等として管理			市民生活課 となみ暮らし推進班	0763-33-1372